

平成24年度第4回江東区外部評価委員会（第3班）

1 日 時 平成24年7月22日（日）
午後1時30分 開会 午後3時30分 閉会

2 場 所 江東区役所7階第74会議室

3 出席者

(1) 委員（ ）は欠席

木村 乃

山本 かの子

梅村 小百合

田中 真司

(2) 関係職員出席者

福祉部長

谷口 昭生

地域振興部長

鈴木 信幸

生活支援部長

藤原 隆

高齢者支援課長

中野 雄一

福祉課長

山岸 了

介護保険課長

杉田 幸子

障害者支援課長

新井 誠司

塩浜福祉園長

今関 修由

経済課長

武越 信昭

医療保険課長

川根 隆

保護第一課長

寒河江 徹

保護第二課長

小林 孝幸

高齢者支援係長

米山 哲夫

地域福祉係長

樺澤 直子

在宅福祉係長

小野島 正恵

高齢者相談係長

廣瀬 幸

認知症支援担当係長

酒井 由紀子

(3) 事務局出席者

政策経営部長
企画課長
財政課長
計画推進担当課長

寺内博英
長島英明
武田正孝
奥村健治

4 傍聴者数 0名

5 会議次第

1. 開会
2. 施策26「地域で支える福祉の充実」ヒアリング
3. 施策27「自立と社会参加の促進」ヒアリング
4. 閉会

6 配付資料

- ・席次表（施策26、27）
- ・委員名簿
- ・関係職員名簿（施策26、27）
- ・施策評価シート（施策26、27）
- ・行政評価（二次評価）結果への取り組み状況説明シート（施策26、27）
- ・外部評価シート（施策26、27）

午後1時30分 開会

○班長 それでは、定刻になりましたので、これより第4回江東区外部評価委員会(第3班)のヒアリング3回目を開会いたします。

今回の外部評価対象施策は、施策26「地域で支える福祉の充実」、施策27「自立と社会参加の促進」の2施策です。

初めに、お手元の資料の確認をお願いいたします。席上に配付されております会議次第に配付資料の一覧がございますので、ご確認をいただき、不足がございましたらお申し出ください。

それでは、ヒアリングに入ります前に、自己紹介を、委員のほう、出席職員の皆さんのほうと順にやっていきたいと思っております。

私は3班の班長をしております木村です。よろしくお願いいたします。

○委員 山本です。よろしくお願いいたします。

○委員 梅村です。よろしくお願いいたします。

○委員 田中真司と申します。よろしくお願いいたします。

○班長 それでは、部長、お願いします。

○関係職員 福祉部長の谷口と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○関係職員 福祉課長、山岸です。よろしくお願いいたします。

○関係職員 高齢者支援課長の中野でございます。よろしくお願いいたします。

○関係職員 介護保険課長の杉田と申します。よろしくお願いいたします。

○関係職員 障害者支援課長の新井でございます。よろしくお願いいたします。

○班長 それでは、ヒアリングに入ってまいります。

まず、部長さんのほうから、施策の現状、課題、あるいは方向性についてのご説明をお願いいたします。

○関係職員 それでは、施策26を説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

具体的な説明に入ります前に、まず全体としての高齢者の現況のデータの的なものを先にご説明申し上げたいと思っております。本年4月1日時点での状況でございますけれども、65歳以上の高齢者人口ということで、現在、約9万2,000人が江東区にいらっしゃるということございまして、人口に占める割合、いわゆる高齢化率が20.1%ということになってございます。東京都平均よりも若干数字で申し上げますと低い状況にはございます。

ただ、地域特性的なものがございまして、豊洲等をはじめとする臨海部、いわゆる南部

地域が、マンションの急増等でファミリー世帯等が多いということで、特にその地域に限って申し上げますと高齢化率が16%程度ということで、それ以外の地域については、東京都の平均、あるいは平均よりも若干上回っているという、そういう地域特性等がございます。

また、高齢者の単身世帯でございますけれども、現在、3万世帯が高齢者だけの単身世帯になってございまして、大体13%程度が高齢者の単身世帯ということになってございます。また、高齢者のみの複数世帯が約1万5,800程度でございますので、それを含めると、約19.7%が高齢者単身あるいは高齢者のみの複数世帯であるという状況でございます。

また、介護保険上の要介護の認定率でございますが、現在15%程度になってございまして、これは23区の中でも比較的低い認定率になっているという状況が現在の江東区の状況であるということでございます。

これを前提に、施策の26をご説明させていただきたいと思っております。

まず1番目でございます施策が目指す江東区の姿でございますけれども、地域に福祉ネットワークが構築され、だれもが安心して暮らすことができ、区民の自主的な福祉活動により、生きがいや交流の場づくりが進んでいる状況にあるということで考えているところでございます。

それをもとに施策を実現するための取り組みということでございます。3つ挙げてございまして、老人クラブやシルバー人材センター等を通じて高齢者の生きがいづくりと能力活用の支援。また、2つ目といたしまして、福祉関連の人材確保の支援や、福祉ボランティアの育成と活用を図る。それと、福祉人材の育成に組み、さらにひとり暮らし高齢者や障害者等が安心して暮らせる仕組みの構築と、地域で支える福祉の理解を深めるための意識啓発を推進するために、地域のネットワークの整備にも取り組んでいくということでございます。

次の3-1にございます施策に影響を及ぼす環境変化でございますけれども、5年前から現在までということでございますが、まず介護保険につきましては、平成18年度に予防重視型システムへの転換が図られてございまして、地域包括支援センターや地域密着型サービスが創設をされ、21年度には介護報酬の3%のアップ、介護職員処遇改善交付金が創設されるなどの処遇改善が図られてございます。

また、障害者自立支援法や後期高齢者医療制度の見直しが進められておりまして、障害者自立支援法につきましては、先般、障害者総合支援法という形で法律が改正されまして、

25年4月に施行される予定でございます。

24年度には、地域包括ケアシステムの基盤強化に向けまして、医療機関と介護サービス事業者の連携促進のために介護報酬改定が行われたところでございます。

次に、今後5年間の予測でございますけれども、これまで地域で培われてきました共助機能の低下が懸念されるということでございまして、介護につきましては、介護従事者の不足により、サービス提供が不安定になる可能性等を見込んでございます。

また、団塊世代が地域社会で活躍していく仕組みづくりが必要になってくるというふうに見込んでいるところでございます。

次の3-2にございます施策に関する区民要望・ニーズの変化ということで、5年前から現在までということでございますが、高齢者等の生活実態調査を行ってございますが、そこでは自宅での生活を望んでいる人が約5割でございまして、特に要介護者では65%が自宅での生活を望んでいるという状況でございます。

社会活動に関しましては、現在、活動している方がいる一方で、今後とも参加するつもりはない、無回答者を合わせますと6割を超えておりまして、また、ボランティア活動においても、取り組みたい活動はない、無回答も同じく約25%となっております。

力を入れるべき高齢者の施策につきましては、家族介護者の負担軽減や、健康づくり・介護が必要にならないための支援がそれぞれ40%を超えているという状況でございます。

今後5年間の予測でございますけれども、介護サービスの需要がさらに大きくなるということ、孤独死が増加するということが、地域密着型サービス、小規模多機能型施設の整備や定期巡回・随時対応型訪問介護などへの要望が強くなること、また、ひとり暮らしの高齢者が増加するということから、この方々を見守る体制構築への要請が増大すること、あるいは社会参加型、社会貢献型の生きがい創出に向けた施策の重要性が増すというふうに予測をしているところでございます。

次に、4番目にございます施策実現に関する指標でございますけれども、生きがいを感じている高齢者の割合が減少傾向にございますが、福祉ボランティアの登録者数や、地域の中で親族以外に相談し合ったり、世話をし合う人がいる区民の割合が増加をしているという状況でございます。

6番目にございます一次評価の(1)施策における現状と課題についてでございますけれども、老朽化した福祉会館などの改築を行ってまいりましたけれども、今後はリタイアしたシニア層に対して、さまざまな活動への参加を支援するサービスや地域の拠点が求め

られてきてございます。

福祉の人材確保につきましては、福祉のしごと相談・面接会の実施で一定の効果が出てきておりまして、人材育成については、現在の研修のほか、職員の定着に向けた取り組みが必要になってまいります。

地域見守り支援事業についてでございますが、希薄な近所づき合いや個人情報への過剰反応などがネックとなってございますけれども、地域福祉の担い手として貢献できる仕組みづくりが求められてまいります。

(2)の今後5年間の施策の取り組みの方向性ということでは、地域と行政の連携を強化してまいります。生きがいつくりと能力開発の支援に関しましては、多くの高齢者が集える各種事業の実施や、介護予防の取り組みを充実させてまいります。また、児童・高齢者総合施設、東雲に開設いたしましたグランチャ東雲などにおける世代間交流のできる事業を展開してまいります。

また、福祉人材の確保・育成に関しましては、本年度から新たに介護サービス事業所に勤務する介護職員向け研修の実施と就労希望の有資格者向けの就労支援を実施してまいります。

また、高齢者の見守りに関しましては、区が直接行う安否確認サービスや、地域が主体となった見守り、関係機関が連携した地域における見守りネットワークの整備を進めてまいります。

その他、シニア世代が地域における推進役として活躍できる体制を構築してまいります。

最後に、行政評価（二次評価）結果への取り組み状況でございますけれども、児童・高齢者総合施設、いわゆるグランチャ東雲及び老人福祉センターにつきましては、23年度から指定管理者による高齢者と子どもの異世代交流の事業を実施し、来館者が15万人を超えるなど、一定の効果を出したものと考えてございます。

また、老人福祉センターにおきましては、指定管理者が23年度からNPO法人となり、今年度には老人というイメージを払拭すべく、現在、愛称の募集、選定中であります。

地域における福祉ネットワークの整備につきましては、23年度から65歳以上のひとり暮らし高齢者等を対象として、かかりつけ医や服薬内容等の情報を容器に入れ、それを冷蔵庫に常備しておく高齢者安心情報キットの配付を初めといたしまして、そのほか24年度からは高齢者地域見守り支援事業の対象地域を年間4カ所から8カ所に倍増させ、ひとり暮らし高齢者等の社会的孤立や孤独死を防止すべく取り組んでおります。今後も、だれもが

安心して暮らせていくことができますように、区民の自主的な福祉活動を通じて、地域で支える福祉の充実に努めてまいりたいと思っております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○班長 どうもありがとうございました。

それでは、順次質疑を行ってまいります。

○委員 ご説明、ありがとうございました。

現在、江東区の人口が増加していく中で、高齢者の割合も増えていくことが予測として見込まれますけれども、それに伴って恐らく介護の需要も増えていくと思うんですけれども、そんな中で、3-1の施策に影響を及ぼす環境変化の中で、平成21年4月に介護報酬3%アップということで、介護の現場での職場環境、待遇というのを改善するための取り組みを行っているんですけれども、ほかの業界に比べて、職員の待遇というんですか、まだまだいいとは言いにくい状況だと思うんですけど、区として介護従事者の処遇がよくなるための何か取り組みなどがあったら教えていただきたいと思います。

○関係職員 今回の直接のこの3%の介護報酬、実はこれは今年の4月からは介護報酬の中に組み込まれてきております。この表現につきましては、21年4月にアップが改定、その後、交付金制度が創設されとありますけれども、本年4月からは介護報酬の中に組み込まれてきている状況でございます。

ご質問の本区独自のということでもありますけれども、本区独自という部分につきましては、今回、人材の確保というところで、先ほど触れましたけれども、むしろ実際に定着促進を促す研修、また就労につながるような研修を、独自に24年度から始めております。そして間もなくこれが動き始めていく、そのような状況がございます。

あと、今までの取り組みとして、ここでも触れてありましたけれども、実際に人材の確保の中で、面接会などをそれぞれ21年度から実施してきて、一定の効果はあるというふう考えております。

○委員 定着の促進ということなのですが、やはり離職者が多いから、持続するために具体的にどういうことをしているんですか、定着の促進というのは。いてくれと足をつかむわけではなくて。

○関係職員 今回の新しい24年度の事業の目的の部分として、最初のマッチング、ミスマッチの部分があるんじゃないかというのは1つあります。ですから、確かに熱い思いを持って就職したけれども、どうしてもそこに自分の思いとの差があるというようなケースも

考えられたんだと思います。ですから、その部分を、今年度につきましてはしっかりとサポートする仕組み。そして、今回につきましては、専門の事業者のほうに委託をお願いするわけでありませけれども、やはりノウハウを持っているところがそれをしっかりとサポートしていく。そのような体制で、マッチングのところを、さらに、実際に勤めてからも3か月なりをしっかりとフォローしていく、そのような取り組みをやっていこうと思っています。

○委員 マッチングというと、具体的な仕事の内容を教えてあげて理解してもらおうということなんですか。大変だけど大丈夫、みたいな。

○関係職員 もちろん、その部分はあると思います。ただし、マッチングの部分につきましては、今度は事業所とか法人とかいう具体の組み合わせになりますので、極端なところ、仕事の内容は、もちろん介護ということで、わかっている、具体的にあなたに来ていただいた場合にはこういうという、法人独自の部分もあろうかと思しますので、その辺までのフォローをしっかりとしていく。いずれにしても、マッチングのそこがやはりキーになるというのが、その後、離職率を上げない、離職させない取り組みになるというふうな今のところ考えております。

○委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

もう1点質問なんですけれども、一次評価の中の施策における現状と課題で、ダイヤの3つ目「みんなが支える人の輪づくり～地域ネットワークの整備」ということなんですけど、この中で、近所づき合いの希薄なマンション居住者のライフスタイルや個人情報の取り扱いへの過剰反応等が大きな阻害要因となっていて、それを解消するための仕組みづくりが必要ということなんですけど、これは具体的にどういうことなのか、記載を読んでいてよくわからなかったんですけど、それを教えていただきたいと思います。

○関係職員 地域ネットワークの整備というのは、具体的に我々がやっている政策というのは、先ほど申した高齢者見守り支援事業というのがありまして、これは平成20年度から始まった政策で、23年度までに15の地域。地域と言っても自治会、町会、あるいは管理組合といったもので分かれるんですけども、そこの方と、あと、今年度からは毎年4地域ずつやっていたのを8地域にふやまして、その方々に区のほうにエントリーしてもらいます。その後、社会福祉協議会に23年度からこの事業は委託しておるんですけども、そこにエントリーしてもらった地域の方々に、例えば地域で孤独死がふえるから、どうしたらいいんだということで、地域の皆さんに話し合っていて、実際に実践していただ

くんです。ただ、いきなり来てもできないものですから、それは今までやった地域の方が、こういうことをやりましたよというような研修会を開いたりですとか、あるいは、有名な木原先生がいらっしゃいますけれども、木原先生が講演を行いまして、例えば地域のマップづくりといひまして、マップをつくると、例えばマンションで、この方はこの方を知っているよという線で結んでいくと、どこにも属さない方が出てきて、その人は見守りが必要なんだよということで、その方にどうしていくか、地域のほうで、だれかがそこを訪ねるのか、あるいは電気がついているのを確認するとか、それは地域ごとにやるんですけども、そういったことを地域で考えてやっていただくという事業ということで、それがネットワークづくりということで、1つが我々がやっている事業でございます。

○委員 そのネットワークをつくる過程で、どうしても個人情報が流れてしまうから、それでちょっと知られたくないんだけどという声があるということなんではないですかね。

○関係職員 そうですね。ほんとうにその人が個人情報を、例えば区がひとり住まいとかそういうことを教えてやっていくと、嫌がる人は必ずいらっしゃるんで、それは地域の中で、今言ったようにマップづくりをして、この人がひとり住まいで、どこともかかわっていないというのを調べて、地域の中でやっていただくということで、個人情報もそれであれば大丈夫じゃないかということでやっておるんですけどもね。

○委員 要するに、個人情報は地域から漏れなければいいということで、悪用されなければいいということですよ。

○関係職員 そうですね。

○委員 難しいですよ。

○関係職員 難しいですね。

○委員 アクセスして、情報を取って悪用しかねないので。

○関係職員 そうですね。

○委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

○委員 目指すべき姿、それから右側の欄でいきますと、指標の中にも生きがいという言葉が出てくるんですが、区としては、その生きがいというのは、具体的にどのようなイメージをお持ちでございますか。例えば社会貢献だとか、コミュニティに参加するとか、いろいろあるかと思うんですけど、どのようにとらえていらっしゃいますか。

○関係職員 高齢者の生きがいといいますと、やはり生きていれば楽しいことかなというふうにとらえておるんですけども、我々がやっている事業ですと、老人クラブの中で、

例えば民謡ですとか、詩吟ですとか、あるいはみんなで集まって歩行会に行くですとか、そういった個人というよりは、我々が支援するのは、団体で行う支援ということで、皆さんがそれで生きていてよかったな、楽しいなと思えるような、そういうものが高齢者の生きがいかなと。ちょっと漠然としていますけれども、そういった感じで。

○委員　まあ、難しいご質問だとは思いますが、団体活動というようなイメージだとすると、項目は別なんですけれども、生涯学習であったり、お年寄りですからスポーツをやるのはどうかなと思えますが、そういった面では、地域振興の方とのすり合わせみたいなことは区内でやられているのでしょうか。

○関係職員　地域振興とのすり合わせというのは、特段やってはいないんですけど、高齢者に限ってということではちょっとやらせていただいています。それは縦割り行政のところかと思うんですけれども。今おっしゃったスポーツとかも、もちろん老人クラブですとか、そういった中でやっております。ただ、若い方も視野に入れた地域振興とはちょっと、そこについては密接な関係というのは直接ないですね。

○委員　あと、資料の左側の3-2の中に、②番のところですが、社会活動に関するパーセンテージがいろいろ出ていますが、今後とも参加するつもりはない、また無回答ということで、合わせて6割になっておるんですが、無回答の率がこのうちのどれぐらいなのかはちょっとわかりかねますけれども、要するに社会とかかわりたくないというふうに思っている方がかなりいるのかなと思っています。ただ、この分析の結果が、無回答の中にどれぐらい実は参加したいんだなというふうに思っているのがあるのかどうか、その辺は何かつかまれていますか。

○関係職員　数値については、すみません、ここは細かく……。どれぐらいいるか、ちょっとわかりません。

○委員　実際には、さっきのマンションのこともありますけれども、ほっといてくれよと。言葉は悪いかもしれませんが、そういったニーズというのか、要望といいますか、そこは実はあまり低くないのかなというふうにはちょっと思うんですけれども、その辺が区の考えと実際のところが離れているような気がするんですけど、その辺はどうお考えですか。そんなことはないんですか。

○関係職員　正直に申し上げまして、自分が十何年たって65歳になったときにどうかという、ちょっと言葉は悪いんですが、私もほっといてくれというタイプなんです。恐らく今の団塊の世代の皆さんが今まで日本をつくってきた。そういう方が、今、現役を引退

されたとしても、彼らはプライドもありますし、ある程度お金もありますし、人に支えられなくても自分でやっていくよという気持ちが強いかと思うんです。私も恐らくそうなるだろうというふうには思っているんですけども、じゃ、こういう人たちをどうやったらいっ張り出してやるかということについて、自分が今、課長になって考えることは、はっきり言って、何やっても、区がお金出すと言っても、僕は行くつもりはないです。

ただ、今うちがやっている事業で1つだけ自分が年寄りになってもいいなと思うのは、シニア世代に対するあと押し事業というのがありまして、これで講演を先生にやっていただいて、それに出る。私も実際その講座を聞いたんですが、これだったら出てもいいなという事業なんですね。今やっているのが。

○委員 シニア世代というのは、具体的に何歳から何歳ぐらいまでですか。

○関係職員 65以上なんですけど、ただ、もっと若い人もいらっしゃいますし、もっと年寄りの方もいらっしゃるんですけども、ターゲットは今の団塊世代の方なんですけれども、これだったら自分だってやってもいいなと思いますし、逆に、そういう事業じゃないと、何か押しつけられているというのはちょっと嫌なんで、多分今のシニア世代もそうなのかなというふうに思うので。

しかし、ここで言っているのかわかりませんが、行政がこれを一から十まできちりやるというのはもう終わったのかなと思っているので、我々としては、何かきっかけづくりをして、あまり干渉はしないけれども、ある程度のものは提供する、そういう事業が今後必要になってくるのかなとちょっと感じていますね、自分としては。

○委員 今のお話ですと、3つぐらいに分かれて、例えば定年されてすぐ60から65の方、それから65から75ぐらいの10年と、あと後期高齢者75ぐらいと、その考え方の差があるのかなというふうに思いますし、やはりその世代に対応した何か施策なども考えられているのかなと思うんですが、そこまでは年代別にやられてはいないんですか。

○関係職員 そうです。施策としては、最近、団塊世代と言われている方は今言った事業をやっているんですけども、それ以上上の方というふうになると、福祉会館ですとか老人福祉センターのほうで、憩いの場、そういったところに行っていて、余生を過ごすという言葉はちょっといい表現かわかりませんが、今まで苦労された方を、ちょっとのんびりしてやっていただきたいなということで、それについても積極的にこうというのはないんですね。ただ、グランチャ東雲とかで今、異世代交流をやっていますから、そういうもっと上の方と子どもさん方との交流は、今後ちょっと考えていきたいとい

うふうには思っているところです。

○委員 冒頭に、部長さんのデータの中で、9万2,000人ほど65歳以上というようなデータもあったんですけど、実際、動けないとか、歩けないとか、75とか、もっと高齢の方々に対する対策とか取り組みのほうを少し重視されてもいいのかなと思うんですけども、たまたま今のグランチャにしても、東雲ですとか豊洲というのは、どちらかという若い世代のほうが多いので、北部のほうの昔ながらの下町と呼ばれているようなところも少し重点的にやられてはどうかと思うんですが、その辺はいかがなんでしょうか。

○関係職員 今おっしゃられたグランチャ東雲は南部のほうにあって、ここは開館以来1年間で15万人突破したということで、予想より非常に上回ったんですけども、区内には、先ほど申した福祉会館が7か所と、老人福祉センターが3か所と、正確に言うと4か所あるんですけども、地域で散らばってちゃんとありますから、グランチャで、今回、異世代交流が非常にうまくいっていると思っていますので、そういうのも取り入れていけないかなということで、今、例えば老人福祉会館と児童館となるかはわからないんですけども、そういう子どもの施設との融合をもうちょっと今後やっていきたい。それで、もっと上の世代、70の世代とか、子どもさんと触れ合うものが何かできないかなということで、日々考えておるところです。

○委員 私は以上であります。ありがとうございました。

○委員 日々、柔軟に考えていただければと思います。期待しております。

すみません、私もいくつか。まず、数字の4のところの数字なんですけど、指標93のところですが、生きがいを感じている高齢者の割合というのは下がってきているんですが、これは65歳以上の人たちへのアンケートなんですか。どこで、どのようにこの数字が出てきたのかなというのを教えてください。

それから、指標94のところの福祉ボランティアの登録者数。ボランティアさんってたくさんいればいいのになと思うんですけど、ちょっと上がっているのに目標数値が5,680というのは、どういう意味があるのか。まず、この福祉ボランティアの登録者数の、どこの数字をとっているか。

あと、福祉ボランティアの人たちの仕事というか、何をボランティアとしてやっていらっしゃるんでしょうか、その内容も教えてください。

3つ目が、6の(1)のところの2つ目の四角の福祉人材の確保なんですけど、実際に就労に結びついた方は99名と書いてあるんですが、これは何%ぐらいなんでしょうか、そ

の面接会なんかを行って。何回面接会を行ったのでしょうか。その人たちが99名就職したけど、続かずにやめてしまったというような事例もあるかもしれないんですけど、とりあえず何%ぐらいの人たちでやっているのかなということをちょっと教えてください。

あと、江東区は若いですね、高齢化率20.1%だと。その中の15%ぐらいですか、要介護認定。これもそんなに高くないですよ。そんな中で、これは私の興味本位なんですけど、24年に始まった巡回型のサービスとかというのは、今動いているのでしょうか。私の興味本位だけなんです、さらりとでいいので教えてください。

最後ですけど、6の(2)のところの4つ目の四角です。地域ネットワークなんですけれども、これは民生委員とか地域包括支援センター、在宅介護支援センター、権利擁護支援センター、よく出てくるんですけど、それぞれの守備範囲というのがしっかり決まっています、具体的にどうしようという方向性があるのでしょうか、それも教えてください。

以上です。

○事務局 それでは、指標の関係でございますけれども、先ほど申し上げましたように3,000の区民の方に書いていただいているんですが、その中の年齢区分で、65歳以上の部分を拾っているという形でございます。

○委員 なるほど。特に高齢者をやったわけではなくて、3,000人の中の65歳以上の人を拾った数字がこれということですね。

○事務局 はい、そういうことです。

○委員 拾い方によって下がってしまうというのがあるのかよくわかりませんが、はい、わかりました。ありがとうございます。

○関係職員 では、94の指標の市のボランティアの登録者数ということでご質問をいただきましたので。まず、人数がふえてきている。6,600人というのが23年度で、目標数値、26年度5,600人ということで、1,000人既に昨年の段階からオーバーしているという状況です。確かに、この登録者数を計画段階で考えておったときは、多分4,500人がベースになっていた部分なのかもしれません。目標設定の考え方につきましては、自分のほうではお答えできる状況ではないんですが、ただ、6,600人の内訳として、実は社会福祉協議会の中にボランティアセンターがあるのはご存じかと思います。そして、その中に、ボランティアセンターの個人登録、また社会福祉協議会の中でファミリーサポートという事業をやったり、または高齢者のふれあいサービスというそれぞれ事業をやっておりまして、その協力会員、それらの総体が23年度ですと6,646人という内訳になります。大きなのがボランテ

ィアセンターで4,900人余という、5,000人弱ぐらいの人数がその中に占められております。

あと、具体的な中身というのは、今お伝えしたように、ボランティアセンターというのは、確かにさまざまなニーズに対応するボランティア、そしてファミリーサポート、またふれあいサービスにつきましては、それぞれ対象者が限定されていたりしますけれども、いずれにしても、それぞれの業務内容が定められているという、そのような内容になっています。

○委員　　じゃ、これは社協のボラセンに登録されている人たちの数字ですね。

○関係職員　　はい、そうです。ボラセンです。

その次に、6の(1)の一次評価の中で、2つ目のひし形のところ、人材確保で99名というふうにありました。この99名、延べというふうにありますので、この部分につきましては、実は21年度からやっている総数をここに合計しているというものです。そして、具体的には、23年度ですと2回面接会を行いまして、そして23年度の7月が15名、そして1月に行ったときには13名、23年度ですと28人、約3分の1ですけれども、就労に結びついたという状況です。

そして、ご質問の中で、何%かという部分なんですけれども、ことし、24年1月のときですけれども、実際に参加した人が167人おりました。そして求人数というのが、176というような数字があったりしますので、それぞれ法人事業所などが15法人と出てきておりますので、そのような中から面接会を行って、実際に採用に至っているという経過です。ですから、パーセントというのが表現としてはなかなか難しいのかもしれませんが、いずれにしても、求人数に対して1割までは至っておりませんが、そのような実績になっています。

4つ目のところで、6の(2)のところでしょうか、定期巡回のご質問がありました。実は、ご存じのように、4月から既にこのサービスが始まっている区もあります。ただし、江東区におきましては、今準備しておりまして、本年の秋、10月を目途に準備を進めていこうとしています。そして、ちょうど事業者など募集をかけて、今、具体的な中身を審査し、そして準備しているという状況です。そして、江東区の場合には、今のところ2つの事業者が参加するという予定で進めているところです。

多分ご質問の部分で福祉課関連は以上だったかと思いますが。

○委員　　ニーズ把握というか、要望はあるんですかね、夜間のあれは。2つ大きい法人さんがおありだから、江東区さんだとあれですけど、要望はあるんですか。細かいことはい

いのです。

○関係職員　ご存じであれば、大きな事業所がいずれにしても手を挙げてくれています。ですから、仮に要望がゼロということではなくて、既に大手ですのでほかのところでやっている。そして、江東区でもということで始めていくというような予定をしています。さらに、港などでもモデル事業をやっている事業者だったりしますので、その部分というのはしっかりリサーチしているというふうに考えております。

○委員　ありがとうございます。

○関係職員　私からは、6の(2)の星の4つ四角、地域ネットワークで、③のところで出てくる民生委員とか、そういった方についての守備範囲というようなご質問なんですけれども、例えば地域で、あの人最近見かけないけど、どうしたのかなど。そういうときになりますと、地域包括支援センターですとか在宅介護支援センター、ここが実践部隊としてそこに行く。で、どうかって調べるといことはやっておりまして、あとは、そういうSOSが入ったときじゃなくて、普段から、困っていることがあったら、よく知っている民生委員さんのところに行くですとか、そういったことについて民生委員、地域包括支援センター、在宅介護支援センターについては、どちらかという、そこへ行って実践的に行うところというふうな認識でございます。

権利擁護支援センターというのは、例えば相談事を受け付けたりですとか、あるいは成年後見制度の事業をやったりですとか、そういうことを行うんですが、ただ、何か起こって、このケースについてどうしようかというときには、ケース会議を随時開いておりまして、ここに載っている民生委員ですとか、包括とか、在支、権利擁護支援センターが集まって、あと区役所もちろん入って、そこでケース会議を開いて、どうしていくかという対策というのは、そこは連携を強化してやっているところでございます。

○委員　現在、その連携でうまくいったケースとかというのはありますか。例えばひとり暮らしの認知症の人のケースが増えているじゃないですか。多分増えていると思うんですね。多分「あんしん江東」さんも大変ご苦労されているかと思うんですけれども、そういうケースなんかは、まさにこの連携だと思うんですが。

○関係職員　そうですね。うまくいっているかと言われれば、できるだけ我々は努力して、一番いいところに着陸したいというふうに思っております。ただ、認知症の度合いとかにもよります。あと、家族がいると、家族の了解といたしますか、家族が虐待していると、なかなか施設も入れたくないとか、いろいろなケースがありますので、それはもうケース・

バイ・ケースでやっておるんですけども、我々としては、一番いい着地点に持っていくように日々やっているところです。

○委員 検討中というところでしょうかね。

○関係職員 検討といいますか、僕らもこういうケース会議でやっていますので、毎日とまでは言いませんけれども、かなりの頻度でこれについては話し合いの機会を持っているわけです。

○委員 ただ、今はそのレベルかもしれないんですけど、若い区なので、これからもっともっとこういうケースがふえてくるはずじゃないですか。多分ね。予測がつくと思うので、その辺のところがちよっと気になります。

ありがとうございます。以上です。

○委員 お三方の質問に対する答えでちょっとわからないことがあったんで、それを先にお聞きしたいんですけど、あと押し事業という事業は、所管はどちらですか。

○関係職員 高齢者支援課です。

○委員 そうですか。これはどういう内容なんですか。

○関係職員 これは、対象は、先ほど申したように団塊の世代が中心なんですけど、その前後はもちろん受け付けております。内容としましては、まず入門セミナーというのがありまして、これは年に4回開くんですけども、定員が30名で、区の会議室に集まっていたいて、そこで講師の先生に、今後の生き方といいますか、生きがいというか、それを見つめる等のセミナーをやっていただくのが1つ。あとは、その一歩進んだところで実践セミナーというのもやっておりまして、これが年に4回から5回ぐらいやるんですけども、こちらは入門セミナーでやられた方の卒業生ですとか、あるいは、もう既にそういう自分の生き方とかいうものをほかでセミナーを受けているとか、社協でも似たようなものがあるんですけども、そちらの卒業生など、一歩進んだ実践的なものを受けているのがこちらの実践セミナーです。

○委員 内容は何ですか。何をあと押しするんですか。

○関係職員 今後の生きがいですとか、どうしたらいいか。

○委員 もうちょっと具体的に内容を教えてください。わからないんです、生きがいをあと押しするという意味が。宗教的なセミナーをやっているわけじゃないんだから。マインド的何とかじゃないんですよね。能力開発だとすれば、どういうテーマの能力開発かというのがあるし、趣味とか、生き方とか、ボランティアとか、そういう話なのか。起業もあ

るし。

○関係職員　例えば、23年度、昨年度でいきますと、地域への第一歩、つながりで生きる力にということで去年やっておるんですけども、これではちょっとわからないですね。

○委員　わからないですね。わかる方、お答えください。

○委員　ボランティアの一日体験みたいなことを。

○関係職員　そうですね。一日体験も、例えば障害者施設に行きまして、そこで自分がボランティアでできるかどうかとか、そういうのは一日体験なんですけど、今話したことはちょっと別なんですけれども。

○委員　具体的なことをたくさんお聞きしたいというよりも、どっち側に方向性があるのかというのを知りたくて。どっちかという、ご本人が元気であることも当然ながら、わかりかし社会参加的な方向性であると押しをすると。しかも社会参加的ということになってくると、ご自身の満足した生活ということもさることながら、より積極的な社会参加という意味で、いわば地域で支える支える側に回っていただけるようなあと押しをするというような志向性をお持ちなのかどうかを確認したいんです。

○関係職員　それでいくと、社会参加をしていただいて、その方個人がどうするかということがこのあと押し事業なんですけど、我々としては、それプラスの地域の中へ入っていただけてやっていただきたいというのを、我々はそれにプラスしたいと思っている事業です。

○委員　それは広い意味で生涯学習という領域かと思うんですが、そういう認識は間違っていないですか。

○関係職員　間違っていないです。これ、実を言うと、どこが所管かというのは、20年度から始まっているんですけども、いろいろ課題があります。

○委員　午前中に生涯学習をやったんですけど、話題にすらその事業は出てこなかったの
で気になったんです。

○関係職員　高齢者なんで我々でやっておると。

○委員　ああそうですか。

○関係職員　これはシニア世代ということで、要は念頭に入れていたのが20年度に始まったんですが、これから5年後ぐらい、初めてですか、団塊の世代が約60ぐらいになると。65からいきなり何かやっても、社会参加を含めてなかなか活動できないだろうということで、65になる前の段階から、できるだけいろいろな生きがいたとか、趣味だとか、

社会参加だとか、そうしたものの情報提供だとか、きっかけづくりだとか、そうしたものを少し前の段階からやっっていこうよと。それでシニア世代あと押しということでやってきたんですけれども、今、班長がおっしゃったとおり生涯学習とかなりかぶる部分があるんですけれども、対象を65歳の団塊世代に置いてきたものですから、私どもの所管でやらせていただいたということでございます。

○委員 いや、別にかぶっていることがいいとか悪いとか、どっちがどうというつもりは全然ないんです。要は担い手育てという観点がそれなりに重い視点としてあるということで理解してよければ、それで結構です。

あと、ボラセンの登録者なんですけど、聞いてちょっとえっと思ったんですけど、今の話だと、縦割りがいいとか悪いとかいう議論も今する気はないです。今のそのあと押しも縦割りじゃないですか、高齢者対象だからという意味で。なのに福祉ボランティア登録者数のところは縦割りではなく、ファミサポとかも数字として入っているというのが、基準が統一されてないなというか、ファミサポとか除いて、高齢者要員として登録されている方だけの数字にすべきじゃないですか。高齢者、障害者対応の要員としてだけの数字にしておくべきじゃないですか、そう言うなら。それはわかりますか。つまり、これがふえているか減っているかを見る一番重要な数字なので、高齢者、障害者のサポートをされるという趣旨で登録されている方の数が知りたいんですけど。

○関係職員 そうしますと、先ほどファミリーサポートを含めということでお伝えしましたので、ボランティアセンターの個人登録が4,975人、そしてファミサポが720人。

○委員 それはいつですか。

○関係職員 これは23年度のもので。この6,600の内数としてそれだけあって。

もう一つ、ふれあいサービスというのが951ありますので。

○委員 ふれあいサービスって何ですか。

○関係職員 高齢者の……。

○委員 それは高齢者なんですね。

○関係職員 はい。高齢者、障害者。

○委員 ということで、720だけ引けばいいわけですね。

○関係職員 720だけ引くと子どもの部分が除かれているかもしれません。

○委員 まあ、そうね。つまり5,680というのは何ベースなんですか、26年度の目標の。

○関係職員 申しわけございません。これの設定の内数は……。

○委員 はい、わかりました。いいです。要するに、言いたいことは、目標として数字が挙がっていて、その数字が何だかよくわからなくて目標と言えるのか。我々は目標が達成されているかどうかを評価せよというのが使命になっていて、その目標がよくわからないということになると、評価のしようがないというのが正直なところなんです。ということは、この目標値5,680はよくわからないという感じですか。

○関係職員 先ほど班長がおっしゃるように、ボラセンの個人登録だけという内数の4,975であるならば目標に向っていくような数字にはなるかもしれませんが。

○委員 今さら後読みというわけにもいかないですからね。まあ、いいです。ありがとうございます。

それでは最後に、都市化が進んでいったり何だかんだで、自助、共助、公助の推進と連携をこれまで以上に重要になってくるが、生活様式の多様化等により、これまで地域に培われてきた共助機能の低下が懸念されていると書いてあるんですけど、単なる言葉の揚げ足取りだということであればそうおっしゃってください、率直に。別に気は悪くしませんので。地域で培われてきた共助機能というのは、本来、これまでは地域に培われてきていたんですか。

○関係職員 そうですね。江東区は下町の感じがまだ残っておるところなので、例えば町会・自治会とかで災害のときとかに助け合おうとか、そういうのは今まであったのかなと思うんですが、そういうものが、南部地域だけじゃなくて、ほかの地域でもマンションとか建ってきて新住民がふえてくると、だんだんそれがなくなってきているのかなと思います。

○委員 現象としては僕も理解できるんです。町会・自治会という古い牧歌的な社会の中では助け合いという現象があったことはわかっているんですけど、これから新しいそれを克服できるような仕組みをつくりましようと言っているんでしょう。そうしたら、かつてはどういう仕組みだったかは研究されていますか。

○関係職員 かつては、今の町会とかがもっと希薄化なくみんなが結びついてたと……。

○委員 いや、精神論ではなく。仕組みは精神論じゃないでしょう。仕組みは、ちゃんルールを持ったり……。仕組みですよ、それは。そこなんです、だから。委員もお聞きになりましたけど、仕組みとして何なんですかというのは、気持ちとしてどうなんですかと聞いているんじゃないで、仕組みというのはどういうイメージを持っていらっしゃるんですか。システムのイメージはということなんです。新しいことを考える前に、これま

でうまくいっていたときにどうだったのかということをちゃんと総括しないとイケないと思うんです。そうじゃないと、精神論にしか基づいていなくて、いや、昔はよかった、それはそれだよみたいな話で、だから今のやつはだめなんだと言うと、精神を変えなきゃいけない。そうすると、意識改革だみたいな、すごく実効性のない施策になってしまうじゃないですか。仕組みがどう変わってしまったのか、その辺は研究されていないですか。

○関係職員　また精神論になってしまうんですけど、今、石原都知事が、隣組、今後やるよとか言っていますけど、そういった隣組というのは、町会よりもっと細かい単位だと思うんですけど、そういうものがあつたと思うんですけども、今それがないから、例えば隣組でやりましょうとか。

○委員　いや、それは仕組みなんです。隣組というのは、隣組に入会しないと配給が受けられないという、つまり生活に困るといことがルールとしてあるから隣組の加入が進んでいるんです。これは仕組みなんです。別にきずなが深かつたから隣組をやっていたんじゃないんですよ。

○関係職員　でも、そういう隣組とかが昔あつて、きっちりやっていたから、皆さんこう……。

○委員　もちろん、それを否定しているんじゃないで、意識が希薄になつたんじゃないで、隣組に入っていないと米をもらえないから隣組に加入していたので、結果的につながりが深くて助け合う。お隣が何やっているかもわかつていたということでしょう。個人情報のことも書いてあるけど、結局は、結びつける強制力がなくなっているから勝手気ままになっているんで、ほっといてくれよになってしまうわけじゃないですか。それをどう仕組みとしてつくるかという以上、かつてどういう仕組みだったのかという総括をしなければできないんじゃないかと思うんです。

したがって、今からつくろうとする仕組みのイメージが伝わってこないので繰り返しお聞きしなきゃいけないで、まず仕組みは何を想定されていらっしゃいますかとお聞きする前に、過去の仕組みはどういうものだったかご説明になれますかということをお聞いているんです。

○関係職員　先ほど言ったことしかちょっとお答えできないんですけども。

○委員　難しいですよ。福祉と言うと、多分に情緒論とかになつてしまひやすく、流されやすいんですよ。だから、かっちりとした仕組みづくりというか、システムティックに動けないというか、動いてしまつたらまずいみたいな、やる側も情緒的にそういうもの

があったりする場合がありますよね。どうしても気持ちのところに行ってしまうがちなので、どうやって必要なところを見つけ出して、最低限必要なところをきちっと決めるかというところじゃないかなと思うんです。

だから、ひとり暮らしの人の把握ができていないという状況があるから孤立死が出てきてしまう。じゃ、なぜできないのかというと、情緒的なところであってということになりますね。個人情報というのを盾にしていますけど、面倒くさいとか、民生委員さんが行ってくれているから大丈夫だろうみたいなところで逃してしまうとかというのがありがちだと思うんですよ。その辺のところをきちっと整理をしておかないと、今整理しておかないと、これからお年寄りがふえ始めたら、例えばゴーストタウンになりつつある幾つかの自治体があるじゃないですか。戦後のニュータウンと言われていたところなんかはすごい困っていますよね、今。どうにもならなくなってしまっただけ。だから、情緒的なところと、システマティックにやるところと、強制的に動くところの整理が必要になってくるのかな。

だから、さっきの民生委員さんというのは多分にボランティア的なところなんだけど、在支とか、地域包括とか、まだあることが私もよくわからないんですけど、仕事の分担は多分できていないと思うんです。だから、その辺のところが、どのようにシステマティックに動けるのかなだと思っただけです。

○関係職員　ちょっと答えになるかわからないんですけど、過去のことというのは、先ほど以上はちょっと答えられない。今後のことについては、例えば、昨年、震災があったじゃないですか。そうすると、皆さん、すごい震災に対して、今もちろん注目が集まっている。例えば、我々が今やっている見守り支援事業とか、震災が来たときにどうしましょうかという、そういう要素を入れて、今までちょっと緩んでいるところをみんなで団結し合えないかなというようなことは今考えているんですね。それについては、1つの方策。

○委員　課題認識ですよね。必ずお持ちだと思います。そのところについては、正直、全く疑問を持っていないんです。ただ、仕組みというのは、今、先生がおっしゃったように、情緒の部分を否定はしませんけど、例えば民生委員さんの職務領域というのは、法的にはこうだけど、江東区においてはここもやるんだよというふうに決めて、それを民生委員たちの申し合わせとして、きちんと文書で確認をとるということであったりするのが仕組みですよ。

例えば子育ての領域にも、民生委員は児童委員としてじゃなく民生委員として福祉領域全般にかかわっていくんだよ、地域包括、介護外のこととかかわるんだよ。地域包括と

民生委員と町内会が話し合う場というのは、こういう仕組みで、こういうふうにして、ちゃんと定例的にこういうふうにやって、議事録はこういうふうにとって、こういうふうに公開をして、こういう分析をだれがやる役割にしてというふうにきちんと制度として決めていくというのが仕組みだと思うんですね。そういうイメージを、この見守りネットワークとか地域福祉の担い手として貢献できる仕組みとかというところで絵図面をおつくりになっているかどうかをお聞きしたいというのが質問の本来の趣旨です。介護保険を入れるときは、どこもその仕組みはきちんと一応つくっているんです。地域包括をつくる時には、役割分担が不明瞭だからやっているんです。それはいいですか。

○関係職員　例えば、今回、この地域見守りというのは、ネットワークづくりをやっているんで、それについても、実は緩やかなものというふう到我々はとらえているんです。というのは、こうやって、こうやって、これやるんですよと厳しくしてしまうと、皆さん、ちょっとそれに対して引き気味になるというのをわかっていますので、そのバランスをどうとるかということ考えておりますので、今きちっとしてこうやって仕組みというところまでは行っていないのが現状です。

○委員　わかりました。そのことと関係して、最後、区民の自主的な福祉活動を通じてというのが施策を目指す江東区の姿としてあるでしょう。区民の自主的な福祉活動というのは区内にあるんですか、現在。

○関係職員　それは行政が絡んでという意味ですか。

○委員　絡んでないで。後でしり馬に乗った部分ではいいとして、知らないうちにこういうのが起こっていたというのはありますか。

どなたでも、ご存じな部分。

○関係職員　私どもの係は老人クラブの支援をしています。老人クラブで、各担当地域のお年寄りの数なり、おひとり暮らしの方たちについて、見守ってほしいということをお願いして、一定程度の活動をしています。手土産を持っていくとか、そういう活動資金も差し上げているんですけども、その中で、そういう方たちを今度は集めて映画会みたいなものを開催したり、やっぱりおつき合いをして、家の中でお話をするということができつつある。そうすると、そういう方たちを今度は外に引っ張り出していくという活動を各老人クラブの方たちは実践し始めています。

○委員　なるほど。ぜひそういうものをモデルケースとしてどんどん区民の皆さんにお知らせしてというふうなことを、例えばこの紙の中でも我々に対してアピールするとかとい

うようなことをなさるのが目指す姿に近づいているということのアピールになるんじゃないですかね。何しろ目標がそれなので。以上です。

○班長 何かありますか。じゃ、よろしいですか。何か言い残したことはありませんか。次もいらっしゃるみたいなので。

では、施策の26番については、以上とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○班長 それでは、施策27のヒアリングを始めさせていただきます。

職員の皆さん、入れかえがございましたので、改めて自己紹介をさせていただきます。

私どものほうから先にやらせていただきます。班長の木村です。よろしくお願ひいたします。

○委員 山本です。よろしくお願ひいたします。

○委員 梅村です。よろしくお願ひいたします。

○委員 田中です。よろしくお願ひいたします。

○関係職員 福祉部長の谷口でございます。よろしくお願ひいたします。

○関係職員 地域振興部長の鈴木でございます。またよろしくお願ひいたします。

○関係職員 生活支援部長の藤原です。よろしくお願ひいたします。

○関係職員 福祉課長の山岸です。よろしくお願ひいたします。

○関係職員 高齢者支援課長の中野です。引き続きよろしくお願ひいたします。

○関係職員 障害者支援課長の新井です。引き続きよろしくお願ひいたします。

○関係職員 塩浜福祉園長の今関です。よろしくお願ひいたします。

○関係職員 医療保険課長の川根と申します。よろしくお願ひいたします。

○関係職員 保護第一課長の寒河江でございます。よろしくお願ひいたします。

○関係職員 保護第二課長の小林と申します。よろしくお願ひいたします。

○関係職員 経済課長の武越と申します。

○関係職員 高齢者支援係長の米山です。よろしくお願ひいたします。

○関係職員 高齢者支援課地域福祉係長の樺澤です。よろしくお願ひいたします。

○関係職員 高齢者支援課在宅福祉係長の小野島です。よろしくお願ひいたします。

○関係職員 高齢者支援課高齢者相談係長の廣瀬です。よろしくお願ひいたします。

○関係職員 高齢者支援課認知症支援担当係長の酒井です。よろしくお願いいたします。

○班長 ありがとうございます。

それでは、福祉部長より、施策27「自立と社会参加の促進」の現状と課題及び今後の方向性について、説明をお願いいたします。

○関係職員 施策27、説明させていただきます。少々お時間をいただきたいと存じます。

まず1番目、施策が目指す江東区の姿でございますが、高齢者や障害者を初めとした区民が安心して生活できる仕組みを通じて自立した生活と社会参加が進んでいると、そういうふうにご考えているところでございます。

2番目にございます施策を実現するための取り組みでございますけれども、1番目といたしまして、権利擁護を推進するため、権利擁護センターを拠点とした福祉サービスの利用援助、金銭管理援助、成年後見制度に関する相談や利用を支援いたします。

2番目といたしまして、障害者の社会参加を推進することから、手話通訳者の派遣や移動の支援、生活訓練など各種自立支援策の推進、ハローワークや企業との連携の強化や就労機会の確保に努めてまいります。

また3番目に、健康で文化的な生活の保障をするため、相談支援体制の充実や経済的な援助等を必要とする区民の自立を支援してまいります。

次の3-1にございます施策に影響を及ぼす環境変化の5年前から現在までということでございますが、成年後見制度等の窓口として、平成19年7月に社協の中に江東区権利擁護センター「あんしん江東」を設立し、23年4月から法人後見や法人後見監督の導入を図ったところでございます。

障害者の関係では、24年10月から障害者虐待防止法が施行され、さらに25年4月には障害者自立支援法を改正した障害者総合支援法が施行される予定でございます。なお、シートの中では、括弧の中で（案）が記載されてございますけれども、その後、先月の20日に法律が成立したため、この（案）については削除をお願いしたいと思っております。

雇用情勢としては、依然として厳しい状況でございますけれども、23年度の障害者のハローワークを通じた就職件数は過去最高の約6万件となっております。

生活保護の施策についてでございますが、居宅生活の受給者のうち、精神障害を持つ者などの支援として生活自立支援事業を実施しております。内職の仕事につきましては、東日本大震災の影響でさらに少なくなってきてございます。

今後5年間の予測でございますが、高齢者や認知症高齢者の増加が予測され、さらなる

高齢者等の権利擁護、福祉サービスの利用をサポートする支援体制の充実が求められ、その基軸となります。権利擁護センターの機能強化や関連機関との連携、後見人の支援などが求められてまいります。

障害者福祉におきましては、障害者総合支援法の施行に向けた対応が求められ、また、虐待防止センターの設置や関係機関とのネットワークの構築などの体制整備が求められてまいります。

次に、3-2にごございます施策に関する区民要望・ニーズ変化ということでの5年前から現在までのごございますけれども、判断能力の不十分な高齢者等に対する福祉サービスの総合相談や弁護士等による専門相談において、その相談内容は複雑化、多様化してございまして、また虐待相談も増加の傾向にございます。

福祉事務所におきます対応の強化や、高齢者等に対する金銭管理の援助を望む声が高まっております。

また、内職の仕事は少ない状態にございますが、その要望は依然として残ってございます。

次に、今後5年間の予測でございましてけれども、高齢者等の財産管理や権利擁護に関する相談の増加や、多様化する区民ニーズにこたえるため、支援体制の強化が求められております。

障害者支援におきましても、障害者本人やその家族の高齢化、障害者の特性に応じた社会参加の支援など、さまざまな施策の展開が求められると予測してございます。

福祉事務所におきましては、生活自立支援員による問題解決と周囲の生活環境の安定化を継続していくことが必要と考えております。

次に、4にごございます施策実現に関する指標についてでございますが、権利擁護センター、成年後見制度を知っている区民の割合や生活保護世帯から自立した世帯数は微減となっておりますが、就職した障害者の数は着実にふえております。

次に、6、一次評価の施策における現状と課題についてでございますが、判断能力が十分ではない高齢者の急増と、日常生活自立支援事業の需要増加による相談支援体制の充実が課題となつてございまして、障害者の自立と社会参加についても、障害者の特性に応じたサービスの提供や支援体制の充実が課題となっております。

生活自立支援事業につきましては、保護一課と二課で支援員4名体制で行ってございます。また、対象人数でございまして、ここで、両課で「85人」と記載されてございますが、

正確には「101人」が正しい数字ということでございますので、大変恐縮でございますが、「101人」に訂正方をお願いいたします。なお、今後も事業継続することが必要であると考
えております。

内職につきましては、引き続き新規事業所開拓と求職者への情報提供が求められており
ます。

今後5年間の施策の取り組みの方向性についてでございますけれども、高齢者が住みな
れた地域で安心して暮らせるよう支援し、高齢者虐待の早期発見のための相談体制の強化
などに取り組み、権利擁護の推進と支援体制の充実を図ってまいります。

障害者支援につきましては、本年3月に策定した新たな障害者計画・障害福祉計画に基
づきまして施策を推進するとともに、障害者総合支援法の25年4月施行に向けた準備を進
めてまいります。

また、生活自立支援につきましては、引き続き支援体制を継続していくとともに、内職
につきましては、現体制を継続してまいります。労働環境の改善等に変化があった場合
には、縮小も視野に入れてまいります。

最後に、行政評価（二次評価）結果への取り組み状況でございますが、権利擁護の推進
については、ニーズを的確に把握し、関係機関と連携しつつ、総合支援体制の一層の充実
を図るため、「あんしん江東」を核として、医療機関と連携した高齢者虐待防止事業の充
実や、社会後見型後見人養成専門研修の開催など、レベルアップを図ったところでありま
す。

障害者の社会参加の促進につきましては、区役所の2階にございますが、障害者常設販
売「るーくる」の2号店を区民センターの中に開設し、区内障害者施設や各団体間の協力
体制づくりが順調に進んでいるところでございます。

自立支援に向けた経済的支援については、一定の目的が達成されたことから、手帳取得
用診断書費用助成事業につきましては、23年度末をもって廃止いたしました。また、女性
福祉資金貸付事業や入浴券支給事業につきましては、検討の結果、継続といたしました。
今後も高齢者や障害者等の自立と社会参加を促進する施策を推進してまいります。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○班長 ありがとうございます。

それでは、順次質疑に入っておりますが、冒頭、私のほうからお聞きしたいんですけ
れども、施策の26と27の違いをどう認識すればいいかということで、福祉部長が続けてい

らっしゃるので確認をしたいのですが、27というのは非常にプリミティブなセーフティネットのことを、いろいろなものをがーっと集めた施策というグループで、26というのは、生きがいとか、もう少し生活の質を高めていこうというプラスアルファのものを集めた施策だという、そういう役割分担関係にあるというふうに認識していいのでしょうか。

○関係職員　大もとの大きなところでは、今おっしゃったとおりでございまして、特に施策26と27では切り口のところが若干、今回の施策体系のところでは変わってきているところで、26につきましては、基本的に地域という視点で福祉というものを推進していくという、地域という視点の切り口をとったものでございますけれども、この27については、それぞれの高齢者、あるいは障害者、いろいろな方々のいわゆる個人的な自立でございまして、その方々が社会参加をどうしていくとか、そうした視点からの取り組みが27という形での施策として別々にやらせていただいていると、そういう現状でございます。

○班長　はい、わかりました。

それでは、どうぞ。

○委員　ご説明、ありがとうございました。

施策実現に関する指標の中の96の権利擁護センター、成年後見制度を知っている区民の割合が22%ということなんですけど、区民全体の中で、この制度を知っている割合というよりも、個人的に、障害者であったり、高齢者で、ほんとうにこの制度について知っているのかという割合のほうが、その母数の問題だと思んですけど、割合のほうが重要ななと思っていて、必要な人がほんとうに必要な情報にアクセスできているのかなというのをちょっとお伺いしたいと思っています。

○関係職員　今おっしゃった4番の96のところなんですけれども、これについてはアンケートから持ってきたものでございまして、中身まで、ほんとうに必要な人が必要なものにアクセスできているとか、そこまではちょっとこれではわからない部分でございます。

○委員　利用の件数とかというデータは……。

○関係職員　例えばですけれども、権利擁護センターの総合相談として来ている方の割合が、福祉サービスの総合相談といたしまして、福祉相談の全体ですとか、あと成年後見とか権利擁護、そういう相談が23年度で約6,500件ぐらい「あんしん江東」のほうに来ております。

○委員　わかりました。ありがとうございます。

それともう1点なんですけど、昨今のニュースでよく生活保護のことが話題に挙がると

思うんですけど、実際その生活保護を受ける前の未然の防ぐ手だてというのは、区として何か行っているかというのを伺いたと思います。

○関係職員 国の制度になるんですけども、1つは、失業された方が、従前ですと失業とあわせて社宅などを失ってしまうというような形になっておりましたので、それを防ぐということで、住宅費を貸し出すという制度がございます。基準は、生活保護の基準と同じような基準になっているんですけども、まずそういった制度が1つございまして、それは福祉事務所のほうで担当しております。

それから、ハローワークのほうでは、手に職をつけるためのそういった支援制度というものも実施しております、それが第2のセーフティーネットというような役割を果たしているというような形になっております。

○委員 ありがとうございます。以上になります。

○班長 ありがとうございます。

それでは、どうぞ。

○委員 今回の我々の班が担当している施策の評価の中で、この予算というのでしょうか、本施策の予算ですと946億ということで、非常に桁が違うぐらい大きな施策なんですけれども、私のほうから幾つか質問させていただきたいのは、ペーパーの中で、右側の一次評価の中の(1)、2番目のひし形のところでですけども、障害者の自立と社会参加を推進するため、在宅支援サービスを中心とした事業展開と就労支援を進めてきたということなんですけれども、この進めてきた結果についてちょっと教えていただけないかなと思います。

○関係職員 こちらの施策の中に入っております在宅支援サービスを中心とした事業展開と就労支援というものなんです、国の自立支援法がございまして、大きく分けて障害福祉サービスというもの、これは全国一律のサービスで、ヘルパー派遣ですとか、そういった部分を主に行っている事業です。

それとは別に、地域生活支援事業というのが区市町村事業として定められておまして、これは地域の実情に応じて柔軟に実施をするようにということで国のほうから定められておるもので、区として、いろいろなメニューがあるんですが、具体的には、例えば移動支援事業というものがございまして、外出が困難な障害者の方に、ガイドヘルパーを派遣して外に出ていってもらう機会をつくらうということで、これは基本的には社会参加を目的とした事業になっております。それが特徴的な面になると思いますが、そういった社会参加を進めてきているといったところと、あと就労支援ということで、これについては、就

労・生活支援センターというものを各自治体に置くようにということで進めてこられているものなのですが、本区においても、指標97のところに出ていますけれども、就労・生活支援センターを区役所の中に設けまして、こちらに障害者の方は登録していただいて、企業のほうとマッチングするような、そういった事業を行っております。

具体的に就職ということになれば、ハローワークがキーになりますので、ハローワークとのやりとりを通じて具体的な企業さんとの就職を進める。就職を進めた後、やはり障害者の方は定着が問題になっていきますので、いかに定着していただくか、そこの生活面も含めたフォローを、こちらのセンターのほう、それからハローワークもそうですけれども、あるいは障害者の方が就労する前に、例えば作業所とかに通われていた方がいらっしゃるの、その施設のほうとのやりとりを通じて就労の状況を継続していくということもサポートしてございます。

こちらにつきましては、毎年30人程度の就職者。今回で言いますと、169人から213人ということでございますので、差し引き44人というところで、伸びてきています。このうち、31人が今申し上げた就労・生活支援センターを通じて就職された方です。残りの数字については、先ほど申し上げた作業所のほうからダイレクトに就職に結びつくケースもございまして、その件数も合わせて載せさせていただきます。

○委員　そういった意味では、効果あるいは成果が出ている、伸びているということですが、

○関係職員　そうですね。伸びてきてまして、特に移動支援事業につきましては、これは法が施行されてから非常に顕著な伸びを示しております。

○委員　一方で、その次の四角のところ、現在保護第一課と二課で支援員のご担当は4名ということなのですが、この辺は人数的にはどのようにお考えなんですか。少ないとか、多いというのがいいのかわかりませんが、適切な人数なんですか。

○関係職員　この人数につきましては、一課、二課2名ずつなんですけれども、制度自体が国の制度で、10分の10国の補助がついているという事業でございます。それから、その基準が、いわゆる稼働年齢世帯、その他世帯という世帯の一定数に対して1名つけていいですよというような形でございまして、今のところさらに増やすことは可能でありますので、今、2名、2名つけておりますけれども、それをさらに来年1名ぐらいつつ増やそうかということで検討している最中でございます。

○委員　増やす方向でご検討されている。

- 関係職員 生活自立のほうですか。
- 委員 そうです。質問は生活のほう。
- 関係職員 生活自立のほうは2名、2名今ついております。これも非常に大変な状況でして、生活保護を受けている方が大体9,000人余いるんですけども、そのうちの20%が精神の方になっておりまして、そのような方すべてを対象にしているわけではないんですけども、一定数の方をこれらの自立支援の方が担当しておりますので、今後増やすことも含めて検討していきたいというふうに思っております。
- 委員 やっぱり身体的な方より精神的な方の対応のほうが、難しいという表現はよくないのだけど。
- 関係職員 そうですね。ケースワーカーの仕事につきましては、担当数ということがよく言われるんですけども、その担当数以上に中身的な問題が大変な部分がありまして、例えば精神的に問題を抱えた方の中には、ケースワーカーにとっては数が少なくても負担になるという部分がありますので、この自立支援の方、一定の資格を持った方ですので、その方たちがケースワーカーの精神的な負担をフォローするというような形でやっておりますので、非常に有効な手段であるというふうに考えています。
- 委員 そういった意味で、昨年、3.11のとき、あるいはその直後、こういう区でやられている施策、実際に支援をされたり、何か具体的な事例などはありませんか。
- 関係職員 3.11の関係で言いますと、ちょっと話がそれてしまうんですが、東雲住宅に、東京都では一番多い人数、1,000人余が避難されているという状況がありますので、そうした方たちの中で、一部の方ではありますけれども、生活保護を受けられている方がいますので、そういった対応で……。
- 委員 区の職員の方なりが。
- 関係職員 区の職員が対応するという形で対応はしております。ただ、その精神的な部分というのでは、生活保護ということではないんですけども、保健師さんたちも訪問してフォローしているというふうに聞いておりますので、その辺でカバーはされているのかなという気がしております。
- 委員 それと、国とか、都とか、いろいろ役割分担があるのかもしれませんが、このA3のペーパーでいきますと3-3のところが始まるんですけども、何かこの辺に書くことはそんなにないんでしょうか。素朴な疑問で申しわけないんですけど。
- 関係職員 特段ここには記載してございませんが、この施策の中にぶら下がっている事

業としては、国のほうの制度で行っている事業もございます。具体的に言いますと、補装具給付事業というのがございまして、これについては、いわゆる身体障害者の方が障害を補う意味で、例えば車いすをお出ししたりだとか、つえをお出ししたりだとか、補聴器をお出ししたりだとか、そういった障害特性に応じた器具を支給するような事業もございます。そういう意味では、これはあくまでも国の事業で、どこの自治体でもやっている事業になりますので、そういった事業はここに入ってくるのかなという気はしますけれども、そこまで細かくこの記載のほうはいたせなかつたというのが現状かと思えます。

○班長　ご質問、どうでしょうか。

○委員　すみません、福祉事務所にいる生活自立支援員さんは常勤ですか、非常勤ですか。

○関係職員　非常勤の方です。

○委員　非常勤ですよ。

○関係職員　はい。

○委員　特に精神保健福祉士を持っているとか、社会福祉士を持っているとかという方々ですか。

○関係職員　ええ、一応資格は持っているんです。採用する条件が、一定の資格を持っている、あるいはそれに同等のものという形にしておりますので。

○関係職員　現在、24年でございますけれども、まず保護一課の1人が臨床心理士です。もう1人が福祉施設の経験者ということでございます。保護二課でございますけれども、認定心理士、社会福祉士、もう1人が保育士、社会福祉士、精神保健福祉士というような資格を持った方です。

○委員　それなりの方がきちっと勤めていられて。ただ、すごい大変じゃないかと思うんですが。2人、2人だと大変じゃないでしょうか。非常勤の状況で、区の職員の方と全く同じ仕事を多分されているんですよ、きっと。それ以上のことをやられているのか、この範囲はわからないんですけど、その辺どうなのかな。生活保護の方々の対応というのはよくわからないんですけど。

○関係職員　基本的にちょっと、あれですけれども、この2名でどういう仕事をしているのかと申しますと、例えば生活自立支援員という方は、ほかの生活保護者と違って精神的な病ですとか身体的な病とかをお持ちの方が多いですので、生活保護を脱却、自立するというのはなかなか難しいところが結構ございます。ですから、何よりも近隣のトラブルですとかそういうのが起きないように、それと地域での安定した生活を送れるようにという

ことがまず第一の目標でございます。

したがって、ある意味ごみ屋敷のような形で、生活ができないような方については、投棄の指導をするような生活の指導をしたりとか、あと精神的な形で投棄を医者の方からされておりますけれども、自己管理でなかなか飲めないとかいう方については、ちゃんと服薬する指導をする。または金銭管理がなかなかできないという方については、その点の金銭管理を行う。また、病院にもなかなか引きこもっていけないという方については、アウトリーチじゃないですけども、通院同行というような形をしているということでございます。なかなかケースワーカーが一つ一つ専門的な対応というのは難しいところがございます。これはケースワーカーと一緒に自立支援と専門性の助力をいただきながら対応しているところであります。

○委員 対象の方がどれだけの数いらっしゃるか、お一人がどれだけの方を担当しているかわからないんですけど、精神的に非常に大変な仕事だし、肉体的にもそうですけど。なので、その辺のところでは非常勤の方に委託していることについては、責任上どうなのかなというのがひとつ。これはよその区も同じですよ。ほとんどのところが多分非常勤の方で賄っているものなので、制度的に、それこそ単年度の全面的な補助金のあれでということ、プラスアルファで雇うことになるからそうになってしまうんですけど、その辺のところがちょっと疑問に思うところではあるんです。

だから、脱却していくことは難しいという段階の中で、多分その人はずっと生活保護で、税金で生活していくわけですよ。決して年寄りばかりじゃなくて、若い人が多いんじゃないですか、今。だから、その辺のところを、何か対策をきちんとする必要があるのではないかなというのが1つです。現状を見ていて、対症療法ではなくて、打開の方法も考えていかないと、ある施策の中でやっているだけでは次のステップに行かないのではないかなという気がしています。すみません、私の個人的な考え方なんですけど。

あと、「あんしん江東」の仕事が多分相当ふえているのかなという気がするんです。権利擁護とかの申請とか成年後見。よくわかりませんが、法人後見をやっているところが23区にどれだけあるかわからないんですけど、そんなに多くないんじゃないかというふうに記憶はしているんですけど、よくわかりません。その中で、多分相当の数がふえていますよね。職員の数とか大丈夫なんでしょうか。全部対応できているんでしょうか。

あともう一つ、認知症の方々の独居の認知症の方が多分ふえていると思うんですよ。その方々への支援がきちんとできているのかどうか、具体的に大きな問題、この辺ありま

すよということであれば、ちょっと教えていただきたいなと思います。いかがでしょうか。

○関係職員 「あんしん江東」の職員の数でございますけど、19年から社会福祉協議会のほうに委託して行っているわけでありましてけれども、区でやるにはあまりにも多いといえますか、業務量が非常にあるのではという、1つの要因として19年から委託しているというのがあると思うんですけれども、それで足りているかどうかということにつきましては、足りているであろうとしかお答えができないんですけれども、ただ、先ほど最初に質問がありましたとおり、相談件数6,500を超えている。これは毎年上がっておるものですから、業務量としてはふえているのだろうなというふうに思っております。

次に、認知症の件でございますけれども、認知症については、やっとならば昨年度から、医療とか、医療機関ですとか、あとは包括支援センター、あるいは区役所とかでエリアミーティングというのを開くようになりまして、要するに現場の包括の人とかが認知症とかを見つけて相談するときに、顔の見える関係といえますか、お互いに前もってそういうミーティングに集まって話し合っていて、今後、何かあったときに、初動体制とか早くできるようにということで、そういうエリアミーティングというのを昨年からは始めています。

そういった意味で、独居の人とかもしもありましたら、早く対応するんですけれども、ただ、どういう人が独居であるかというのは、そこがまた難しいところございまして、おたく独居ですかなんて、そんな御用聞きみたいななかできませんから、この問題は多分昔からあった問題だと思うんですけれども、それがだんだん少しずつ表に出てきているという問題があるんですが、今後もこれはどんどんふえていきますので、いかにして独居の人で認知症がいるというのは、先ほど施策26でも出ましたけれども、地域で見守って行って、早くそのアンテナをキャッチしてやらなければいけないということで、また観念的なことになって申しわけないんですけれども、早くそういう方を見つけて、認知症の方をどうするか結びつけていくと、そういうものが必要になっていくのかなというふうに思っております。

○委員 ですよ。だから26の施策のところと全部重なってくるのかなと。

○関係職員 はい、重なっていきます。

○委員 今はまだ若い世代が多いということもあるので、これからふえてくるのかなというのがあるので、具体的な対策をやっておく。どこも多少遅れて混乱していますので、そういうふうな気がしています。その辺、具体的な記載がどこにもないので、すみません、

ちょっと聞かせていただきました。

あと、就労支援のほうですけど、具体的に賃金は幾らぐらいになっていますか。このお仕事、例えば作業所のBの方々が多分出てくるのだろうと思うんですけども、大体1か月幾らぐらいのお給料でやっていらっしゃるか、参考までにお教えてください。どなたか、障害を持った方々の話を。

○関係職員 就労継続支援B型など、基本的には、区内にさまざまな作業所がございまして、その平均値は持ってきてないんですが、月当たり1万円を超えているとは思いますが、こういった工賃でやってございます。ただ、仕事をもらってくるというところが、昨年の震災以降も結構影響があったという事実も聞いていますし、なかなか難しいところではあるんですけども、ただ、いろいろなルートを使って一生懸命仕事を獲得することで、それを利用者さんに還元していく、そういった形での取り組みは継続的に行われているところです。

○委員 ありがとうございます。就労というか、働くにも、賃金何千円とか、1万円とかというところがほとんどなんですけど、それでよしとするんじゃなくて、ほんとうに3万とか、5万とか、8万とか出しているところも出てきていますよね。障害者を持った方ということではなくて、障害者を持っている中でできることを探していくという発想の転換をしていかないと就労意欲が下がる。で、継続しないというのがありますよね。だから、その辺のところ、ルーティン的な今までやってきたことのプラスではなくて、もうちょっと基本的なところで、障害を持った方々の特性を生かした仕事のつくり方みたいなものが求められているのかなという気がします。施策はどれも多分踏襲していかなければいけないのしょうけれども、福祉ということに関しては、大きな発想の転換だとか、もうちょっと柔軟な対応ができていかないと固まってしまうかなという気がします。

すみません、余計なことを言いました。以上です。

○関係職員 ちょっとよろしいですか。つけ足しで。先ほど部長のほうからの説明にもありましたが、庁舎に「るーくる」というお店があります。こちらについては、区内10団体、26施設からなる運営委員会というのを設けまして、各施設のほうから当番制で、利用者の方と、それから職員の方がつきまして、販売実習を兼ねて行っているといったようなところがございます。

その中で、軽食とかいろいろ扱いをしております、先ほどの工賃のところに絡めて申し上げますと、かなりそこでの売り上げというのが工賃として還元されているといったよ

うな状況もございまして、なおかつ、庁舎店、一番人が来る場所であるんですけども、2号店として総合区民センターにも同じように「るーくる西大島」ということで立ち上げてございます。そういったところで、障害者の方が接客をまさに現場で体験するような機会を通じまして、障害者が生き生きと働ける環境というのをつくっていききたいというふうに思っています。

○委員　そうですね。だから、工夫すれば多分できていくんだと思うので、そこをどれだけ協力するかとか、イニシアチブをとるかとかかもしれないなという気がします。

すみません、以上です。

○委員　さあ、どうでしょうか。

まず、施策を実現するための取り組み、3番は生保でしょう。簡単に言うと。生保については、生保を支給する権利が、最近の風潮は、生保を権利として話す話はちょっとしにくいんですけど、生保を受けることができる権利状況にある方に支給漏れがないという意味で、法的にはきちんとカバーできているというふうに認識して間違いはないですか。

○関係職員　報道などでもたまに出てきますけれども、実際困窮されている方がどれぐらいいて、そのうちどれぐらいが生保を受けているかという、いわゆる捕捉率とかという数字が出てきたりするんですけども、こちらについては厚労省とかでも調査しているんですけども、世帯ごとに基準額とかいろいろあるものですから、正確な数字はなかなか難しく、一説には、例えば2割程度じゃないかというふうにも言われているんですけども、ただ、我々としましては、困った方はいつでも相談に来てください。当然、基準に達した方は、そこで申請があれば、すぐお受けいたしますので、そういう形で周知にも努めていますし、促している。

あと、最近の状況で言いますと、困窮しているけれども、なかなかこの福祉に結びつかないという事件も報道されておりますので、例えば水道ですとか、ライフライン業者に声をかけまして、そういう滞納がある方などには、福祉事務所に行くようにご案内してくださいということをいろいろな場でご案内して、実際そういうところからこちらの窓口に来ていただいている方も多々ございますので、そういった取り組みを引き続きやっていくというつもりでございます。

○委員　次に、権利擁護、成年後見制度だけを言うと、成年後見制度、こんな制度があるのだったら、もっと早く何とかあったのと言ったような気分の人ほどのくらいいらっしゃるでしょうか。数字はわからなくていいですよ。数字なんかわからないと思いますけど、

気分と言ったら……。要するに、使えたらよかったのにという人たちで使えてない人がまださんざんいるのか、それとも、わりと知っていて、最初に委員が質問されたこととつながるんですけど、使うべき人は使っているんじゃないのという感じなのかというと、どんな感じでしょうか。

○関係職員 成年後見制度、実際数字はそんなに高くないんですね、やっているのは。その下にどれだけあるかというのは、ちょっと想像がつかないんですけども、かなりあるのかなという感触はあるんですが、これは何の根拠もないんですけども。

○委員 というと、まだ普及、活用が進んでいないという認識を持ったほうがいい。

○関係職員 これは私個人の意見にしかならないんですけど。

○関係職員 成年後見制度自体が欧米からというか、そういう形で、契約に基づいたものをフォローしていくという形でつくったものなんですけど、ただ、まだ日本の方だと、親族だとかわりになれるというような形で契約を行っていたりする場合もあるので、わざわざ手続というのをしないで終わってしまっている場合もかなりあります。

ただ、本来ですと契約を行うのは、ご本人にかわってやれる方には後見制度を利用すべきなんですけど、実際は行わずに、ご家族だからということでやってしまって、今度その意思が、私でしたら構わないという形なんですけど、ただ、実際、課長も申し上げたように、その制度を利用すべき方はかなりいらっしゃると思うんですけど、そのためには、手続的にはかなりハードルが高いのと、第三者に頼むときには報酬費がかかるので、それに見合った分かどうかというのがまだ日本の中に浸透しないのかなという状況です。

○委員 そうすると、これは活用を促すということがもっぱら区役所としての役割だというふうに考えていいのでしょうか。

○関係職員 はい。ほんとうに必要な方には相談の中で促すし、我々がそれをキャッチすれば、それについてはケースワークの中でやっていくというのもあります。

○委員 制度の本質的内容や、その運用ということではなくて、制度の利用を促すということが区役所の役割だということですよ。制度の運用そのものは、法律による運用であって、区役所がとやかくすることじゃないですよ。相談には対応するとしても。

○関係職員 ただ、区長申し立てということで、区が直接やれる部分もあるので、それについては直接運用しております。

○委員 つまり、あくまでのりしろがあるかというか、運用者としての判断があるものなのかということなんですけど、あくまで法の運用ということですよ。やりようについて

検討の余地があるというのは、どこまで活用を促すということに力を込めるかということが判断の幅のあるところということですかね。

○関係職員　そうですね。

○委員　生保については、カバーできているかどうかわからないけれども、できるようにしているということですよ。何でお聞きしているかという、施策26と27のことを冒頭にお聞きしたんですけど、どうしても②番がここにあるのは違和感があるんじゃないんですよ。これは公的に義務づけするようなものであったり、法の運用であったりするものというよりも、趣旨あるいは努力義務はあるとしても、障害をお持ちの方に仕事をいかに見つけてくるか、もっぱら区政としての姿勢が問われるものであるんじゃないかなということ、つまり施策26のほうとそりが合うかどうかは別としても、27の厳格な法的運用がベースにあってというものじゃないような気がしています。

したがって、先ほど委員がおっしゃったように、仕事づくりということ、例えば地域振興部さんの仕事との関係で生み出してきたりとか、ひょっとしたら知的障害でも知能指数で言うとボーダーより低い程度という状況であれば、例えば伝統工芸のところへ連れていったら何かやらすかもしれないとか、いろいろな意味で可能性を模索するというようなことを区政としてやれるものだというふうに思えて、区政としてののりしろの広いものだから、法の厳格な運用というものと同じところにあるがゆえに、あまりのりしろがついていないんじゃないかというふうにちょっと思ってしまうんですけど、そんなことはないですか。

○関係職員　そんなことはないと思います。自立、社会参加の促進という切り口で整理をしているだけの話なので、その中に当然法の法定サービスを活用するという視点もあるし、区の独自施策をその中に入れていくという視点もあると思いますので、完全にここは区の独自事業が入るのかといったようなところではないのかなというふうに認識をしています。

○委員　というか、区の独自事業ということの主軸としてやっていくべきものじゃないかなということを申し上げたつもりなんですけど。

○関係職員　そういう意味ではそうですね。まさにその部分はあります。

○委員　わかりました。そういう意味では、仕事づくりはアイデア次第みたいなところがあるから、結構お金になるネタは世の中にあるので、ぜひいろいろ探しておやりになったらと思います。

それと内職についてお聞きしたいんですけど、内職相談という業務は具体的にどちらの

ご担当なんですか。

○関係職員 それは経済課になります。

○委員 内職相談は、意義は何ですか。目的は何ですか。だれに対する、何の目的でやっていることなんですか。

○関係職員 基本的に家計の補助という形です。

○委員 実は、よそで先週、公開事業評価というので、まさしく内職相談が挙がってきてキャンキャンやってきたんですけど、自立を必要とする生活保護世帯の方に対して内職相談に対応するということがあったらわかるんだけど、そうでない家計の補助という点で、それなりのお金、例えば臨時職員を充ててとかいう形で内職相談をやっているということがどうにも納得いかんという議論をしてきたんですね。どうですか。

○関係職員 江東区では、非常勤とかいう職員を雇ってそういう相談を受けているということはやってないです。

○委員 そうですか。

○関係職員 基本的にはあっせんをするという、職員が求人条件と言うんですけど、そういう相談に対してあっせんをするというだけです。

○委員 そうですか。その家計の補助というのはどういう意味なんでしょうか。つまり、その補助がなかったら要保護状態になるということなんですか。

○関係職員 そういうわけでもないです。

○委員 ですよ。なので、なぜここにこれが入ってきているのかというところが……。いや、趣旨が、今の繰り返しですけど、要保護にならないための抑止策として、内職でも、とにかく月に3万円でも、4万円でも工賃を取ってもらおうと。これは職安法じゃなくて家庭内労働法かなんかに基づいているものなんで、別にやっても構わないんですけど、タウンワークとか仕事情報は世の中さんざんあって、インターネットで検索すれば幾らでも出てきてという中で、なぜ役所がそれをしているのという議論もあって、それを聞くと、いやいや、世の中にあふれている情報は怪しい詐欺情報もあるからと言うんですけど、詐欺情報よりちゃんとした情報のほうが圧倒的に多いはずだと思っているんですが、なぜ役所がそれをやる必然性が、しかもこの施策の中であるんでしょうか。

○関係職員 今それを言おうと思ったんです。世の中に詐欺情報が多いということと言おうと思ったんです、今。

○委員 かと思って。

○関係職員　ただ、ある意味で役所があっせんするのは安心だという声は聞いていますので、そういう意味では、その需要がある以上はまだあっせんをするというのはよくあると思うんですけども、実際に求人そのものが少なくなっているのと、あと、ほかの区でもあっせんまでやらないで、ウェブで情報を出す程度というような形で切りかえているところもありますので、検討はしなきゃいけないと思っているところです。

○委員　単純な話、なぜこの施策にあるのかというのが、いまいちというか、自立と社会参加の促進という、非常にプリミティブなシビルミニマムというラインの話をしているにもかかわらず、言葉が過ぎると実は先週も別のところで言われたんだけど、小遣い賃になるというものと、生活を支えるというものとは趣旨が違って、ここではあくまでも生活を支えるということがその施策の対象になっていると思うんですよね。だから、さっき言ったように、僕は②がここにあることに多少違和感があるからそう言っているんですけど、わかりました。

最後に、若者なんですけど、お年寄りや明らかに知的障害、精神障害とみなされる方はこういった施策の対象になるとして、であるかなという、つまりボーダーの方というのはいらっしゃるわけですし、ケースワーカーがそのためにいるわけですし、そういう方々が、中退とか、家庭内暴力だとか、引きこもりだとかという状態になっている場合、緊急対策としての保護、あるいは中期対策としての自立支援という施策は、この27ではなく、どこかに別にあるということでしょうか。

例えば、ここに書いてある。居宅生活を送っている生活保護受給者のうち、生活保護受給者でないことも今含めて言っていますが、精神障害を持つ者、配偶者暴力、薬物依存等の問題を抱える者となっているわけなんですけど、配偶者じゃなくて親による暴力もあるだろうし、薬物依存は別に大人に限らず子どももあるわけだし、そういったものは、対象が子どもだからと言って別の施策でやられているとすると、これはまた違和感があるわけですよ。市民生活を送っている上で、プリミティブなところをここで支えようというふうに考えておやりになっていらっしゃるだろうに、若者対策、つまり子若法の対象となるものが別の施策にあった記憶はあるんですけど、どうなっていますか。

○関係職員　施策の7のほうで母子世帯に対する自立支援のようなものは別な体系として載っております。

○委員　母子も別なんですね。

○関係職員　ええ、母子は別な形に載っています。母子をひっくるめて確か施策があった

と思いますけれども、それは去年、やはり先生方に評価していただいているわけであり
ます。そちらでは、DVに対する施設の整備とか、そういうのを話しさせていただいて
います。

○委員 わかりました。とにかく確認したかっただけです。別にこれのご担当の皆さんに
とやかく申し上げる話題ではないと思っています。施策の管理の仕方としてどうかなとい
うことをちょっと思ったものですから申し上げたまでで、今のところはあまり気にしない
てください。後で気にしてください。失礼しました。

ほかによろしいですか。

○委員 特にはないです。

○班長 それでは、施策の27、以上で終了とさせていただきます。ありがとうございます
た。

(関係職員退席)

○事務局 では、すみません、事務局のほうから。

本日はどうもありがとうございました。

外部評価審査でございますけれども、7月26日までにまた前回と同じような形でご提出
いただければというふうに思います。

あと、これも前回と同じことで、謝礼金の請求書ですけれども、押印していただきまし
て、そのまま机の上に置いていただければというふうに思います。

私からは以上でございます。

○班長 ありがとうございます。

それでは、第4回江東区外部評価委員会、第3班ヒアリング3回目を終了いたします。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

○事務局 次は8月15日でございます。

○班長 はい。

午後3時30分 閉会

— 了 —